

ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備に関する専門家懇談会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 福岡市においてウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備の方向性をとりまとめるにあたり，専門家から総合的かつ専門的な見地から意見聴取を行うことを目的とし，「ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備に関する専門家懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会では，次の事項において意見聴取を行うこととする。

- (1) ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備の方向性に関すること。
- (2) その他座長が必要と認めること。

（組織）

第3条 懇談会は，座長及び委員で構成する。

- 2 委員は，ウォーターフロント地区の再整備に知見を有する有識者の内から，事務局が依頼・選出する。
- 3 座長は，委員の互選によって選出する。

（座長）

第4条 座長は，会議の議長となり，懇談会を代表する。

（任期）

第5条 委員の任期は，1年とする。ただし，特別の事由があると認められるときは，別に任期を定めることができる。

- 2 委員は，再任することができる。

（事務局）

第6条 懇談会の事務局を福岡市総務企画局ウォーターフロント再整備推進室に置く。

- 2 事務局は，懇談会で議論すべき事項に関する資料の作成及び検討を行う。
- 3 事務局は，懇談会の招集に関する事務を行う。

（情報公開）

第7条 懇談会は，原則として公開とする。ただし，特定の法人又は個人の情報であって，公にすることにより，当該法人又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れる等，会議を非公開とすべきであると座長が認めたときは，懇談会を非公開とすることができる。

- 2 議事録については，前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，座長が懇談会の意見に基づいて定める。

附 則

この要綱は，平成26年4月7日から施行する。